

受委託点呼に係る資料

【総論】

問1 契約書及び管理の実施方法の細目は、国土交通省から出されているモデル例に従わなければならないのか。

答

1 モデル契約書及びモデル管理の実施方法の細目は、事業者が許可申請を行う際に活用していただくため、法令及び運用通達（貨物自動車運送事業に係る輸送の安全に関する業務の管理の受委託について（平成25年7月30日付け国自安第66号等）のこと。以下同じ。）の規定を充足するよう作成したものである。

※ 一部運用通達の規定以上の記述もある。

2 このため、法令及び運用通達の規定を充足していれば、必ずしもモデル契約書等に従う必要はないが、モデル契約書等は、申請者の利便や円滑な許可審査に資するものであることから、これらに従い、契約書等を作成することが望ましい。

問2 申請者が、自己点検表を作成する必要性は何か。

答

1 自己点検表は、法令及び運用通達の規定に基づき、許可を受けるため満たすべき項目をまとめたものであり、申請者が、契約書等作成の際の利便を図るため、国土交通省において作成したものである。

2 さらに、許可申請の際、自己点検表を申請書類とともに管轄の運輸支局に提出すれば、運輸局等における許可審査業務が迅速に進むこととなり、申請者において早期の導入につながることから、可能な限り、作成及び提出願いたい。

問3 例えば、1つの受託営業所が、3つの委託営業所の点呼を受託した場合、許可申請は3件行わなければならないのか。

答

1 許可の審査は、基本的に契約単位で判断することとなる。

2 質疑の例において、委託者毎に契約の内容が変わらず一つの契約書で事足りる場合は、1件の許可申請とすることは可能である。

なお、この場合においては、3つの委託営業所のうち、1つの営業所が撤退することとなったとき、その全てについて許可が終了となってしまふことから、申請者における判断で、それぞれ別の許可申請（つまり3件）とすることも可能である。

3 他方、委託営業所毎に契約の内容が異なり、契約書が3通必要となる場合は、それぞれ別の許可申請となる。

問4 通達に「受委託点呼を行おうとする事業者は、受委託点呼を行う2ヶ月前までに申請する」旨規定されているが、2ヶ月以内に許可してほしい場合はどうしたらよいか。

答

1 御指摘の規定は、許可の更新のことを考慮して規定したものであり、更新の際は、標準処理期間である2ヶ月前までに申請をしていただく必要がある。

2 一方、新規の許可申請にあつては、標準処理期間は同じく2ヶ月間であるものの、それ以前に許可ができる場合が多いことが予想されることから、下の例のように、許可期間が3年間以内となる契約内容の場合、許可日から受委託点呼が可能となる。

例 契約書における契約期間の記載例

- ① 許可日から3年間とする。
- ② 許可日から平成28年10月31日までとする。
- ③ 平成25年11月20日（許可日が当該日以降の場合は、許可日）から平成28年11月19日までとする。

問5 受委託点呼の適切な報酬額とは何か。

答

1 受委託点呼を適切に行うためには、一定のコストが必要となる。

このため、貨物自動車運送事業法施行規則第16条第3項第2号において「管理の報酬その他管理の実施方法の細目を記載した書類」を許可申請書に添付することが規定されており、国土交通省においては、この書類により、管理の報酬を審査することとしている。

- 2 受託者及び委託者にあつては、受委託点呼を持続的に遂行するために必要な報酬額を責任を持って決めていただきたい。
- 3 なお、相互に委託し合う場合において報酬額を相殺したり、同一事業者の異なる営業所間において受委託する場合などにおいては、報酬額が無料であったり安価であったりしても、非合理ではないものとする。

問6 同一事業者の異なる営業所間において点呼の受委託をしてよいのか。

答 当該営業所が、委託者又は受託者の要件や受委託点呼の実施場所と委託営業所の車庫との距離が5 km以内である等の要件を満たせば、点呼の受委託の許可申請を行うことができる。

【受委託点呼実施場所】

問7 委託営業所の車庫と受委託点呼実施場所との距離はどのように測るのか。

答 地図において、双方の直線距離を測ることとなる。

問8 委託営業所の車庫と受委託点呼実施場所との距離について、なぜ規制をしているのか。

答

- 1 乗務前に係る受委託点呼においては、運転者は、まず委託営業所の車庫に保管されている事業用自動車の日常点検を行うなどし、受委託点呼実施者に当該日常点検結果を報告した後に、事業用自動車を運転することとなる。
- 2 このため、運転者は、委託営業所の車庫と受委託点呼実施場所の間を、事業用自動車以外の交通手段（徒歩、自転車、自家用自動車等）で移動しなければならない。当該区間の距離について、営業所と車庫との基本的な距離制限である5 kmをもって規制するのは、事業用自動車以外の交通手段で両所間を移動することを担保するためである。

問9 受託営業所の車庫を、受委託点呼実施場所としてよいのか。

答 点呼に必要な設備等が受託営業所の車庫にそろっているならば、当該車庫を受委託点呼実施場所として差し支えない。

問 1 0 受委託点呼実施場所は、受託営業所及び車庫の 2 カ所に設定してもよいのか。

答

- 1 受委託点呼実施場所にあつては、受委託点呼を確実に実施するため、委託営業所の運転者が点呼を受ける場所を誤ることがないように 1 カ所とするよう措置している。
- 2 なお、複数の委託営業所がある場合においては、それぞれの委託営業所に対する受委託点呼実施場所が一カ所である場合に限り、委託者ごとに、受託営業所であるか、受託営業所の車庫であるか、各々に決めることは差し支えない。

【提出・提示書類】

問 1 1 健康診断の概要が分かる書類とは、どのようなものか。

答

- 1 受委託点呼実施者は、受委託点呼においては、普段管理を行っていない運転者を相手としなければならないため、当該運転者の健康状態をより確実に把握する必要があることから、「直近の健康診断結果の概要が分かる書類」の提出を規定したものである。
- 2 当該書類については、定期健康診断結果の写し自体を提出することが円滑であると考えるが、個人情報保護の観点から、全ての情報を提供することが好ましくないと考えるときは、委託者及び受託者で「自動車の安全な運転に関連がある検査結果項目」を適切に規定の上、対応していただきたい。
- 3 なお、受委託点呼実施者は、当該検査結果により必要と判断するときは、受委託点呼を受ける運転者に対し、所要の注意喚起を行うようにしていただきたい。

例 自動車の安全な運転に関連がある検査結果項目の例
視力、聴力、血圧、貧血

その他特別に検査した項目で安全運行に関連するもの

問 1 2 病歴・服用薬については、何を対象とすべきなのか。

答

- 1 「自動車の安全な運転に関連がある病歴」については、運転中に意識障害や運動障害をもたらすおそれがあるものや、重度の眠気を呈するおそれのあるものが対象となり得るが、具体的には、委託者及び受託者で協議の上、適切に対応していただきたい。
- 2 「自動車の安全な運転に関連がある服用薬」については、「本剤投与中の患者には自動車の運転等危険を伴う機械の操作に従事させない」という注意事項があるなど、めまい、傾眠、意識障害があらわれるおそれのある薬を対象とされたい。
- 3 なお、受委託点呼実施者は、当該提出書類により必要と判断するときは、受委託点呼を受ける運転者に対し、所要の注意喚起を行うようにしていただきたい。

<参考>

薬の注意事項等の検索

医薬品医療機器情報提供HP (<http://www.info.pmda.go.jp/>)

問 1 3 受委託点呼日の一定期間前の日に受委託点呼を受ける予定の運転者等が分かる書類を提出することとされているが、どのように提出するのか。

答 具体例として、一週間毎に受委託点呼の予定を定める場合にあっては、

毎週金曜日までに、翌週日曜日から1週間の受委託点呼を受ける予定の運転者氏名、実施日・時刻、乗務前・乗務後の区分を記載した書類を提出

というものとなる。

問 1 4 前日の勤務状況が分かる書類等とは、どのようなものか。

答

- 1 「前日の勤務状況が分かる書類」は、受委託点呼実施者が、運転者の疲労状況等を的確に判断するため、前日の拘束時間や運転時間、当日の勤務までの休息期間など「改善基準告示」の遵守状況について確認できるよう提示を求めるものである。
- 2 具体的には、当該運転者の前日の「乗務等の記録」の写しや、上記の事項を箇条書きした書類等が考えられる。

問 1 5 受委託点呼当日の運行計画に係る書類等とは、どのようなものか。

答

- 1 受委託点呼当日の運行計画に係る書類等については、運転者における「改善基準告示」の遵守状況や、速度違反や過労運転を誘発するような無理な運行計画となっていないかを、受委託点呼実施者が確認できる内容であることが望ましい。
- 2 このため、貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3に規定する運行指示書あるいはこれに類するものとして委託者の作成する
 - ・ 勤務開始予定時刻及び勤務終了予定時刻
 - ・ 運行開始予定時刻及び運行終了予定時刻並びに休憩時間
 - ・ 荷捌き地及び到着予定時間といった情報を記載した書類が必要である。
(なお、当日の運行計画について、伝票等で管理している事業者にあつては、当該伝票等の提示でも差し支えない。)

例

予定時刻	勤務内容	場 所
○：○○	業務開始	自社営業所車庫
○：○○	運行開始	
○：○○	荷捌場到着	東京都○○区内
○：○○	荷積終了・出発	
○：○○	荷卸先到着 昼食休憩	埼玉県○○市
○：○○	出発 市内3カ所で荷卸し	
○：○○	休憩	
○：○○	出発	
○：○○	帰庫	

- 3 なお、運行計画を指示するのは委託者であることから、万一、受委託点呼実施者が当該書類により運行計画に違法等を発見した場合には、委託営業所に連絡することとされたい。

問 1 6 受委託点呼当日の運行計画の受委託点呼実施者への提示方法について、運転者の携帯電話等へのメール送信や受託営業所への F A X やメールを運転者が受け取り、受委託点呼実施者に提示するという方法でもよいか。

答

- 1 受委託点呼当日の運行計画の提示方法については、運転者及び受委託点呼実施者が当日の運行計画を確認することができ、さらに、運転者が当日の運行に携帯できる方法であればよい。
- 2 質疑のように、運転者の携帯電話等へのメール送信や受託者への情報提供にあっても、これらの要件を満たせば差し支えない。

【記録の方法】

問 1 7 受託営業所及び委託営業所の点呼の記録方法はどうか。

答

- 1 受託営業所
受委託点呼の実施記録の原本を作成し、その写しを委託営業所に渡すとともに、当該原本を受託営業所において1年間保存する。
- 2 委託営業所
受託営業所から渡された受委託点呼の実施記録の写しを1年間保存する。
また、同日の委託営業所の点呼記録簿に、受委託点呼を受けた運転者が分かるような記載をする。
具体的には、下例のように、受委託点呼の実施記録の写しの内容を、委託営業所の点呼記録簿に転記した上で、欄内や欄外に「受委託点呼」と記載するなどの方法が考えられる。

- 例1 乗務前を受委託点呼、乗務後を自所点呼の場合

運転者名	乗務前点呼				乗務後点呼				
(車両番号)
点呼 委夫 (○○○○)

※ 写しの内容を転記

- 例2 乗務前・乗務後とも受委託点呼（欄内に記載）

運転者名	乗務前点呼				乗務後点呼				
(車両番号)
点呼 委夫 (○○○○)

※ 写しの内容を転記

- 例3 乗務前・乗務後とも受委託点呼（欄外に記載）

運転者名	乗務前点呼				乗務後点呼				
(車両番号)
委託 呼夫 (○○○○)
運行 理子 (○○○○)
貨物 運男 (○○○○)

※ 委託呼夫は受委託点呼。添付参照。

※ 写しの内容を転記

【委託営業所の調査・管理】

問18 受託営業所に対する委託営業所の定期的な調査・管理とは具体的に何をすればよいのか。

答

- 1 この規定は、委託営業所が、受託営業所の行う受委託点呼について一定の状況把握及び管理を行うことにより、いわゆる「丸投げ」を防止するために規定したものである。

- 2 定期的な調査の方法については、受託営業所との定期的な会合の実施、受委託点呼を受けた運転者からの聴取、受委託点呼実施者からの聴取、受委託点呼の視察、受委託に係る受託営業所の点呼簿の閲覧などが考えられる。
- 3 委託営業所においては、2のような調査を行い、不適切な事案が見られる場合は、受託営業所に対し改善措置を講じさせ、さらに、改善状況を確認することが必要である。

問19 受委託点呼終了の要件である「委託営業所の定期的な調査により受託営業所が受委託点呼を適切に行っていないことが判明したとき」（運用通達記11(1)ア）とは具体的にどのような事例か。

答 質疑の要件で受委託点呼を終了とするのは、委託営業所の定期的な調査の結果、受委託点呼に係る法令や契約等への違反が著しく、改善措置を講じさせること自体が困難であると認められる場合であり、具体的には次のような事例が考えられる。

- (1) 受委託点呼が実施されていない。
- (2) 資格のない者が受委託点呼を実施している。
- (3) 受委託点呼実施者が必要数確保されていない状態が続いている。
- (4) 受委託点呼を受けた運転者の酒気帯びを見逃した。
- (5) 受委託点呼を受けた運転者の重大な違反行為を知らず見逃した。
- (6) アルコール検知器を備え付けていない。常時有効保持していない。
- (7) 受委託点呼の実施記録を作成していない。
- (8) 受委託点呼の実施記録を改ざん・不実記載した。

【その他の業務管理】

問20 受委託点呼実施者の必要数の計算は具体的にどうすればよいのか。

答

- 1 具体例として、下の例を挙げる。

受託営業所	A営業所	所属事業用自動車50台
委託営業所	B営業所	所属事業用自動車15台
		うち、受委託点呼対象事業用自動車8台
	C営業所	所属事業用自動車12台
		うち、受委託点呼対象事業用自動車5台

D営業所 所属事業用自動車7台
うち、受委託点呼対象事業用自動車7台

2 計算式は次のとおりである。

受委託点呼実施者数

$\geq 1 + (\text{受託営業所所属自動車数} + \text{委託営業所の全ての受委託点呼対象事業用自動車数}) \div 30$ (端数切捨て)

$\geq 1 + (50 + 8 + 5 + 7) \div 30$

$\geq 1 + 70 \div 30$

$\geq 1 + 2.333 \dots$

≥ 3.333 (端数切捨て) 受委託点呼実施者数 = 3人以上

3 この例の場合、受託営業所において選任した運行管理者及び補助者の中から、3人以上の受委託点呼実施者を確保する必要がある。

問21 「委託営業所の運行管理者による点呼が、受委託点呼の回数を含んだ当該委託営業所の総点呼回数の3分の1以上となる」について具体的にどのような計算方法となるのか。

答

1 受委託点呼については、1営業日16時間という規定を設けているが、この時間帯に全ての点呼業務が存するような営業所であれば、全ての点呼を委託とすることが可能となる。

2 しかしながら、全ての点呼を委託することは、委託営業所の運転者管理に支障を及ぼすこととなることから、委託営業所の運行管理者が、受委託点呼を含めた総点呼回数の3分の1以上の点呼を実施することを規定したものである。

3 なお、計算式については、次のとおり。

$$\frac{\text{委託営業所選任の運行管理者が実施した点呼回数}}{\text{委託営業所の総点呼回数 (受委託点呼を含む)}} \geq \frac{1}{3}$$

問22 長期間受委託点呼のみを受けている運転者への指導・監督について、「長期間」とはどのくらいの期間なのか。指導・監督は具体的にどのように行うのか。

答

- 1 「長期間」の定義は特に定めていないが、おおむね1ヶ月間を目処に、当該期間以上自営業所の運行管理者と対面しない場合を想定している。
- 2 このような運転者に対する指導・監督については、当該運転者が作成した乗務等の記録を委託営業所の運行管理者が確認し、所要の指導・監督を個別に実施するなど、運転者を使用する事業者として、十分な対応を御願いたい。

【契約の変更等】

問23 許可申請の際に添付した「契約書」及び「管理の実施方法の細目」について、許可期間内に変更があった場合、どのように対応すればよいのか。

答

- 1 「契約書」及び「管理の実施方法の細目」が変更された場合については、次の3区分の対応となる。
 - ア 許可内容の根幹に係る部分の変更
→ 契約の終了届出及び新規の許可申請が必要。
 - イ 委託事業者・受託事業者の氏名、名称若しくは住所又は委託営業所・受託営業所の名称若しくは所在地の変更
→ 変更届出が必要（運用通達記13(2)参照）。
 - ウ ア及びイ以外の変更
→ 申請・届出は不要。
- 2 アとウの具体例は、以下のとおり。
 - ア **新規の許可申請が必要なもの**
 - (1) 受託者又は委託者の変更（委託者の減 等）
 - (2) 受委託点呼実施場所の位置の変更
 - (3) 受委託点呼の対象とする事業用自動車を保管する車庫の位置の変更
 - ウ **申請・届出が必要ではないもの**
 - (1) 実施時間の変更（16時間を超えない場合に限る。）
 - (2) 対象運行の変更（通達の要件を満たす運行の場合に限る。）
 - (3) 受委託点呼実施者数の変更（通達に規定する数を充足している場合に

限る。)

- (4) 受委託点呼を受ける運転者又は事業用自動車の数の変更（通達に規定する受委託点呼実施者数が充足される場合に限る。）
- (5) 提出書類・提示書類の変更（通達の要件を満たす場合に限る。）
- (6) 点呼の実施記録の写しの提供方法の変更（通達の要件を満たす場合に限る。）
- (7) 委託料の変更（通達の要件を満たす場合に限る。）

3 これらの対応については、別途通達する予定である。